

「我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.0(AI社会実装アーキテクチャー検討会 中間報告書)」の意見募集に寄せられた御意見について

令和3年7月9日
経済産業省 商務情報政策局
情報経済課

「我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.0 (AI社会実装アーキテクチャー検討会 中間報告書)」について、令和3年1月15日から令和3年2月13日まで、御意見を募集したところ国内外から18件の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

頂戴した主な御意見の概要と、それに対する考え方を以下のとおり取りまとめました。

1. AIガバナンスの在り方
2. リスクベース・アプローチ
3. 国際調和
4. 消費者視点
5. 非拘束ガイドライン
6. ガイドラインの実効性
7. ガイドラインの構造
8. ベストプラクティス
9. ガイドラインを実践すべき主体
10. リスク分析
11. データガバナンス
12. マルチステークホルダー
13. 個人情報・プライバシー保護
14. インセンティブ

	主な意見の概要	考え方
1. AIガバナンスの在り方	● 「我が国にとって望ましいAIガバナンス」については、中間報告書として現時点での整理が示されたものであり、現状が適切に整理されているとの評価でき、その方向性・内容に賛同する。	賛同意見として承りました。
2. リスクベース・アプローチ	● 現在進行形で発展中であるAI技術の社会実装を推進するためには、技術の発展に応じたリスクベースのマネジメントが望ましいと考える。	賛同意見として承りました。
3. 国際調和	● 国際的な地域ごとに独特の規制が乱立することは、日本企業のグローバル事業を阻害しかねないことから、国際的な調和の観	中間報告書をもとに作成されるガイドラインは、他のガイドライン等との整合性を考慮

	<p>点を重視すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● AI ガバナンスに関する多国間の協調と対話を支持し、多角的でオープンな非差別的・非排他的国際多国間 AI ガバナンスプラットフォームの設立を提案する。 ● AI原則やAIガバナンスの遵守は企業運営体制に重大な影響を与えるものであり、企業（特に多国籍企業においては）はビジネスを行っている国や地域および業界の規制等と調整をつける必要がある。 	<p>したものを目指しており、その中で、ISO等の国際的な取組みを参照いたしました。なお、我が国は、「責任あるAI」の開発・利用を実現するために設立された GPAI (Global Partnership on AI) に設立時から参加しております。</p>
4. 消費者視点	<ul style="list-style-type: none"> ● AIに関する消費者の懸念は、プロファイリングやリスクの評価が不当に低くなることで、差別が生じることである。検討会の構成からみて、消費者視点を欠くものと思われる。 	<p>中間報告書では、消費者の視点は重要なものとして認識しております。最終報告に向けて、検討会に消費者視点をもった委員にもご参加いただくことにいたしました。</p>
5. 非拘束ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に AI システムの提供者においては自主的な取り組みが進みつつあることにも鑑みて、我が国の AI ガバナンスのあり方として、法的拘束力のある横断的な規制を導入せず、柔軟な対応を前提とする法的拘束力のないガイダンスを前提としたアプローチを採用することに賛同する。 ● 規制を重視する AI ガバナンスが国際的な潮流とならないよう、日本が非拘束的なガイドラインを基にした AI ガバナンスを進めることには意義がある。日本のデータ利活用を促進するためにも、規律と産業活性化のバランスが取れたガイドラインにすべきである。 	<p>賛同意見として承りました。ガイドライン作成に際しては、イノベーションとのバランスに配慮しつつ、検討を進めました。</p>
6. ガイドラインの実効性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ガイドライン等が法的非拘束」である点は、改めるべきである。ガイドラインを実効性あるものにして頂きたい。 ● チェックリストと呼ぶかどうかはさておき、AI 原則達成のための具体的な指標や要素が提示されなければ、企業が AI 原則を達成したか、またはそれに近づいたか、ということを当該企業としては知るべきでない。AI 原則達成のためには、企業に対して何らかの具体的措置や一定の行動制限が求められるのは当然のことであり、それによって生じる負担は企業が甘受すべきである。 	<p>ガイドラインの実効性については中間報告書でも指摘しています。ガイドラインを公表した後も、AI 原則の実践の在り方に関する検討会にて、実効性を高めるための方策等を検討する予定です。</p>
7. ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討会が指摘している通り AI ガバナンス 	<p>ガイドラインを可能な限りシ</p>

の構造	には多国間合意からハードローやソフトロー、技術標準まで多くのレイヤーがあるため、AI ガバナンスの設計はシンプルであるべきで、既に法規制が溢れている現状を不必要に複雑化させることは避けるべきである。	ンプルにするために、AI システムを開発・運用する企業に共通する重要事項を行動目標として提示し、それらを補う実践例等は参考情報として提示するにとどめることとした。
8. ベストプラクティス	<ul style="list-style-type: none"> ● 中間ガイドラインに加えて、様々なユースケースに毎に、ベストプラクティスを作っていくことで、多くの企業がその中から必要なエッセンスや対応策を理解し易くなると考える。 	ガイドラインの利活用を促進するためにより具体的な実践例等を加えました。ベストプラクティスについては、AI 原則の実践の在り方に関する検討会における今後の課題として検討させていただきます。
9. ガイドラインを実践すべき主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 本中間報告書には AI ガバナンスを実践すべき主体・客体が明記されていない。今後策定されるガイドラインでは、それぞれの取組みについて、実施することが想定されている主体が誰であるかを明示し、当事者が直面する課題に応じた対応を支援することが望ましい。 	ガイドラインでは企業に対して行動を促すことになるため、主体が明確となるような記述を心がけました。
10. リスク分析	<ul style="list-style-type: none"> ● AI ガバナンスは柔軟なものであるべき。同じ AI アプリケーションであっても、モニタリングなど人間の関与がどの程度入るか、どのように運用されるかによりリスクの大小が変わる。小規模なスタートアップ企業が非常に機密度の高いデータを取り扱ってれば、AI を大々的に利用している大企業よりも大きなリスクを有している可能性があり、この点においては、企業の規模はリスクを測る上で妥当な指標ではないと言える。同様に、業種や事業分野も固有リスクを測る絶対的な指標とは言えず、組織が AI アプリケーションの開発者または利活用者としてどのような役割を担っているのかも考慮する必要がある場合がある。 	ガイドライン作成に際しては、企業の大小や事業分野だけでリスクを判断するのではなく、プロジェクトごとに AI ガバナンス・ゴールとの乖離評価を促す記載といたしました。
11. データガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● AI 原則やその前提となるデータガバナンス体制の構築が進んでいないわが国では、データガバナンスやプライバシー保護などの密接な分野と整合的に周知広報することが第一に必要である。 ● AI システムにおけるデータ利用に特化し 	ガイドライン作成に際しては、既存の制度や既存のガイドライン等との重複を避け、それらに関連する場合であっても、ガイドラインを新たに作成するのではなく、それら

	<p>た新たな法的拘束力のある横断的な規制を導入するのではなく、既存の法令や制度を前提としつつ、AI システムに特有の部分について特有の規律が必要な場合は、非拘束的なガイドラインのもとでゆるやかに規律が実現されるべきと考える。</p>	<p>の参照を促すように工夫いたしました。</p>
12. マルチステークホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業だけでなく、市民も主体者として入れ、ステークホルダーの範囲は更に広げるべき。 ● ステークホルダーの意見の中に、差別の撤廃に関する専門家やマイノリティ当事者の意見を取り入れて頂きたい。 ● 本中間報告書をもとに、多様な視点からの検討に基づき十分に具体的なガバナンス・ガイドラインを取りまとめることを期待する。 	<p>本中間報告書では、マルチステークホルダーとの対話の必要性について触れております。マルチステークホルダーの参加は重要と認識しているため、検討会のメンバーを追加することで多様性の拡大に配慮いたしました。</p>
13. 個人情報・プライバシー保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 不特定多数の行動を監視する場合など、プライバシー保護の観点を踏まえつつ、革新的技術の利活用による社会的便益を阻害しないよう、その運用指針等を検討する必要があるのではないか。 	<p>中間報告書で言及した分野横断的なガイドラインだけではなく、分野別の運用指針も必要であるとの御提案と理解いたしました。今後の課題として検討させていただきます。</p>
14. インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後の課題として、ガイドラインの利用を促進するために、利用することによるビジネス上の意義を周知したり、利用することが利益につながるようなメカニズムを導入したりする等に賛成する。 	<p>ガイドラインの利用へのインセンティブについては中間報告書でも指摘されております。ビジネス上の意義にも言及しながら、周知活動を行っていきたいと考えています。</p>